

信用金庫をご利用の皆さまへ

ケガに備える「標準傷害保険」は、  
もしもの時の安心をお手頃な保険料でご提供します。

## 1 おすすめのポイント 補償充実



⇒いつでもどこでも  
さまざまな事故によるケガを補償

- 24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。
- ケガによる入院、通院は1日目から補償します。
- ご契約タイプには「個人型」の他に、ご夫婦そろってご契約いただける「夫婦型」があります。
- “天災補償あり”タイプにご加入された場合は、地震、噴火またはこれらによる津波によってケガをされたときにも保険金をお支払いします。
- 個人賠償責任補償特約（示談交渉サービス付帯）をセットすることにより自転車運転中の事故など、日常生活における賠償責任も補償します。

オプション ▶裏面参照

## 2 おすすめのポイント 手続き簡単



⇒健康診断の告知不要!  
毎年自動更新!

- 保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。
- ご契約の際の健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご契約いただけます。
- 1年後のご継続は自動更新なので継続のお手続きが不要です。

※下記「自動継続について」の内容をご確認ください。

おすすめのポイント

## 3 サポート 充実



⇒専用電話受付で事故や契約概要をサポート

- もしも事故が起これたら・・・ すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間 事故受付コールセンター 通話料無料 0120-494-599

- その他お問い合わせについて ご契約内容の照会・商品説明などは、下記にご確認ください。

通話料無料 0120-284-506 平日9:00~18:00

### ご加入いただける方

- この保険に被保険者（保険の補償を受けられる方）としてご加入いただける方は、最初の保険期間の初日における年齢が**満79歳以下の方**に限ります。
- また、ご加入後にこの保険をご継続いただける方は、継続契約の保険期間の初日における年齢が**満89歳以下の方**に限ります。（保険期間の満了日において満90歳となった場合は、自動継続できません。）

### 自動継続について

保険期間の満了する日の内容で毎年自動的にご契約が継続されます。（自動継続の対象となる最終年齢は満89歳です。）  
保険料はご指定口座からの自動引き落としのため、継続手続きの手間はございません。

- 1 集団扱契約で「解除予告兼コンビニ払込票」にて保険料のお支払いがされた場合等、自動継続できないときもありますのでご注意ください。
- 2 ご契約内容を変更される場合は、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
- 3 保険料を改定する場合は、改定された日以降に保険期間が開始する継続契約から保険料が変更となる旨を保険契約者にご案内のうえ、改定後保険料にて継続のお取扱いをさせていただきます。
- 4 自動継続停止のお申し出については、保険期間満了日の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている共栄火災カスタマーセンター（金融機関コールセンター）へお電話いただくことによりお手続きが可能です。※通話料は無料です。



## ケガをされたときの補償

### 傷害死亡 保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。

### 傷害後遺障害 保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

### 傷害入院 保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ入院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの入院に対して保険金をお支払いします。

### 傷害手術 保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ、その治療のため事故の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

### 傷害通院 保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの通院に対して90日を限度に保険金をお支払いします。

## 傷害事故例

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故\*により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

### 交通事故によるケガ



- ・車にはねられてケガをした。
- ・駅のホームの階段で転んでケガをした。

### スポーツやレジャー中のケガ



- ・スポーツ中にケガをした。
- ・海水浴に行つてケガをした。

### 旅行中のケガ



- ・海外旅行中にケガをした。
- ・ホテル火災でケガをした。

### 職場でのケガ



- ・資材が倒れてケガをした。
- ・商品をバイクで配送中に転倒してケガをした。

### 家庭内のケガ



- ・料理中にヤケドをした。
- ・日曜大工でケガをした。

### 天災によるケガ



- ・地震により倒れた家具でケガをした。

“天災補償あり”  
タイプに  
ご加入の場合

## オプション

## ごめんなさいで済まされないときの補償

### 個人賠償責任保険金 (賠償事故解決特約)

保険金額**3億円**

### 賠償事故例

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



飼犬が他人にかみついでケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。



### 「個人賠償責任補償特約」への 示談交渉サービス(示談代行)の自動付帯

本サービスは、被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

- サービス内容**
- 示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝い
  - 解決に向けた示談交渉(示談代行)\*

\*解決に向けた示談交渉は、被保険者(保険の補償を受けられる方)と被害者(相手方)の同意がある場合となります。



### 個人賠償責任保険金 をセットいただく際 のご注意

被保険者ご本人やそのご家族の方が、他にも「個人賠償責任保険金」をお支払いする保険契約等にご加入されている場合、補償が重複します。補償が重複した場合、お客さまに以下のようなデメリットが生じます。

- ①事故が生じたときには、それぞれの保険金額を合計した額まで補償されますが、必要な補償額を超えている可能性があります。
- ②ご契約に複数加入されていると、まとめて加入いただく場合よりも、保険料の合計が高くなる場合があります。

ご契約に際しては、他に加入されている保険契約等の補償内容も併せてご確認ください。

※急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性** = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性** = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性** = 身体の外からの作用によるもの

<左記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(注)すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

このチラシは「標準傷害保険」の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、「標準傷害保険」パンフレット(NC140003)で必ずご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までご照会ください。

<引受保険会社>

**共栄火災海上保険株式会社**

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

<取扱代理店>